明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三〇〇）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件　一
（法務五五九）
○肥料を登録した件　二
（農林水産一九六八）
○平成三十年産のスイートコーンに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　三
（同一九六九）
○平成三十年産のかぼちゃに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　四
（同一九七〇）
○保安林の指定施業要件を変更する件　六
（同一九七一～一九八〇）
○砂防法第二条の土地を指定する件　六
（国土交通一一三六～一一三八）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　七
（同一一三九）
○航路標識に関する件　七
（海上保安庁五〇、五一）

〔国会事項〕
法務省
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（東北運輸局）　二

〔人事異動〕
官庁
財団、土地家屋調査士懲戒処分、公示送達関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他

〔皇室事項〕
諸事項　一

〔官庁報告〕
官庁事項　一

〔公　告〕

本号で公布された法令のあらまし

◇特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三〇〇号）
（内閣府本府）
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二八年法律第七〇号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三〇年一〇月一日とすることとした。

政　令

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年十月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎

告　示

○法務省告示第五百五十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年十二月六日

法務大臣　上川　陽子

住所　三重県いなべ市北勢町大辻新田107番地38
ヴォー・ディー・トゥイ　昭和52年9月28日生
住所　愛知県一宮市開明字杁先9番地3
グエン・フイ・トゥアン　昭和44年5月10日生
チューン・ゴック・タム　昭和57年3月24日生
グエン・トゥアン・キト　平成22年10月27日生
住所　福岡市中央区高砂2丁目13番21―403号
葉思汎　昭和62年9月29日生
住所　福岡市博多区博多駅前3丁目13番1号
林唯史　昭和15年1月3日生
林恵子　昭和19年9月25日生
住所　福岡市早良区西新2丁目23番26―1001号
林舜人　昭和45年4月8日生
欒瑞蕙　昭和46年2月26日生
林香凜　平成15年10月11日生
林伶威　平成22年7月15日生